

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

札幌市長 殿

届出者 ○○市●区△条■丁目○-○  
 ○△株式会社 \*1  
 代表取締役 ○○ ○○  
 （電話番号 ○○-○○）

第3条第7項  
 第4条第1項  
 土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	札幌市○○区△△□条□丁目○番△ほか○○筆 *2 詳細は別添1「土地の形質の変更の地番一覧表」のとおり *3 位置図は別添2のとおり *4	
土地の形質の変更の場所	別添3のとおり *5	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	○,○○○.○ m <sup>2</sup> （うち掘削部分 ○,○○○.○m <sup>2</sup> ） （全体の事業面積：○○,○○○ m <sup>2</sup> ） 形質の変更に係る部分の深さ ○ m *6	
土地の形質の変更の着手予定日	年 月 日 *7	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	（ただし書きに係る土地の場合に記載）*8-1
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設の名称	△工場 ○支店 （稼働中の工場等において900m <sup>2</sup> 以上の形質の変更を行う場合）*8-2
	有害物質使用特定施設の種類の	67 洗濯業の用に供する洗浄施設 71の2イ 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（洗浄施設）
	有害物質使用特定施設の設置場所	札幌市○○区△△□条□丁目△
	特定有害物質の種類	鉛及びその化合物 トリクロロエチレン及びその分解生成物

## 様式第六「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」

### \*1 届出者

届出者は、当該土地の形質の変更の施工に関する計画の内容を決定する者です。

### \*2 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

届出対象地について所在地（地番）が多くある場合、「・・ほか〇〇筆」と記入します。  
なお、開発行為の関連整備区域における掘削と盛土部分も、この届出対象となります。

### \*3 別添 1 土地の形質の変更の地番一覧表（A4版）

土地登記簿上の地番、土地所有者等名及び面積を記入します。

### \*4 別添 2 位置図（A4版又はA3版）

- (1) 事業計画地とその周辺の見取り図
- (2) 個別の計画ごとに届出する場合は、全体の事業計画地とその周辺の見取り図

### \*5 別添 3 平面図、立面図及び断面図（A4版又はA3版）

- (1) 土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした図面  
※ 掘削部分（掘削後に盛土を行う部分を含む）と盛土のみの部分を区別して表示します。
- (2) 各地番が明示された図面

### \*6 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

土地の形質変更（掘削及び盛土）をしようとする範囲の面積の合計を㎡単位で記入します。

（）内には、掘削部分（盛土を伴う部分を含む）の面積を記入します。

また、深さは、地表からの最大形質変更深さを記入します。

複数年度で実施する事業の場合は、全体の事業面積を記入します。

### \*7 土地の形質の変更の着手予定日

契約事務や設計等の準備行為は含めず、実際に土地の形質の変更そのものに着手する日を記入します。

### \*8 法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合、又は、現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合

それぞれ該当する場合のみ記入します。

3,000㎡以上の形質の変更の場合は、この欄は記入不要です。

### \*9 その他

別添1～別添3のほか、以下の資料の添付が必要です。

#### (1) 別添 4 土地の登記事項証明書及び土地所有者等の同意書等

届出者が土地所有者である場合は、土地の登記事項証明書及び公図の写しを添付します。

届出者と土地所有者等が異なる場合は、土地の登記事項証明書及び公図の写しに加え、土地所有者等の同意書（工事請負契約書の写し等）を添付します。

#### (2) 別添 5 その他必要に応じて添付する資料

ア 当該土地の地歴等の調査を行っている場合は、その調査結果等

イ 個別の計画ごとに届出する場合は、全体の事業計画の時期がわかる工程表等

### ※ 参考資料

「土壤汚染対策法における『一定の規模以上の土地の形質の変更』に係る行為について」